

総務省 規制の事前評価書

(屋内消火栓設備の技術上の基準の見直し)

所管部局課室名：消防庁予防課

電 話： 03-5253-7523

評価年月日：平成24年12月21日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

消防法施行令第11条において、消防法第17条第1項に基づき、屋内消火栓設備に関する基準について、以下のとおり規定している。

第1項： 屋内消火栓設備の設置が必要になる防火対象物又はその部分の対象について規定している。

第2項： 防火対象物又はその部分の主要構造部が耐火構造である等の一定の要件を満たす場合には、屋内消火栓設備の設置が必要になる防火対象物又はその部分の最小設置義務面積を緩和することとしている。

第3項： 屋内消火栓の設置間隔等、第1項及び第2項に規定する以外の屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準について規定している。

第4項： スプリンクラー設備等の一定の消火設備が各条に定める技術上の基準を満たして設置されている場合には、当該設備の有効範囲の部分について屋内消火栓設備を設置しないことができることとしている。

屋内消火栓設備については、消防法施行令第11条第3項第1号で規定する、130リットル毎分で放水し、屋内消火栓の設置間隔を25m以内とするものが原則であるが、工場以外の防火対象物においては、そこまでの機能は必要なく、また、2名で操作しなければならないことから、有効に使用されていない問題があった。

そこで、昭和62年の特別養護老人ホーム「松寿園」の火災（死者17名、負傷者25名）を踏まえ、1人で操作ができ、60リットル毎分で放水するホースが開発されたが、従来の消火栓に比べて放水量が少なく消火性能が低いことから、1の消火栓へのアクセスのしやすさを向上させるために、屋内消火栓の設置間隔を15mとし、消防法施行令第11条第3項第2号において、工場以外の防火対象物において、60リットル毎分で放水し、屋内消火栓の設置間隔を15mとする基準を追加した。

しかしながら、60リットル毎分で放水し、設置間隔を15mとする新たな基準の屋内消火栓設備は、その設置間隔がネックとなり、設置に多額の費用がかかることから、実際には設置が進まず、従来の130リットル毎分で放水し、設置間隔を25mとするものが設置されており、そこで用いられるホースは2人で操作する必要があることから、訓練を十分にしていない

防火対象物では有効に活用されていない実態が生じていた。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【規制改正の目的】

屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しを行う。

【規制改正の内容】

上記の課題に対する対応策として、今般、1人で操作ができ、80リットル毎分で放水するホースが開発され、「初期消火器具等のユニバーサルデザイン化に関する調査研究会」（座長：須川修身 諏訪東京理科大学システム工学部機械システム工学科教授）において、屋内消火栓設備の設置に係る技術上の基準について検討を行い、設置間隔が25mでも十分な消火性能等を有することが確認されたことから、工場以外の防火対象物について、設置間隔を25m以内とすることができる屋内消火栓設備の設置に係る技術上の基準を新たに定めることとする。

また、今回の改正を踏まえて、総務省令及び消防庁長官告示において所要の規定の整備を行う。

2 規制の費用

(1) 遵守費用について

規制緩和であるため遵守費用は発生しない。

(2) 行政費用について

屋内消火栓設備の販売業者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

規制緩和であるためその他の社会的費用は発生しない。

3 規制の便益

(1) 遵守便益

工場以外の防火対象物について、1人で操作ができ、かつ、設置間隔を25m以内とすることができる屋内消火栓設備が設置できることとなり、2人で操作することが必要な屋内消火栓設備を使用する場合に比べ、火災発生時の屋内消火栓設備を活用した初期消火がより有効に行われることが見込まれる。

(2) 行政便益

火災発生時の屋内消火栓設備を活用した初期消火が有効に行われることにより、消防機関の

活動の負担が軽減されることが見込まれる。

(3) その他の社会的便益

火災発生時の屋内消火栓設備を活用した初期消火がより有効に行われることによって、火災発生に伴う被害の軽減等が図られることが見込まれる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

今回の改正を行った場合の費用については、上記のとおり、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用のみである一方で、工場以外の防火対象物について、1人で操作ができ、設置間隔を25m以内とすることができる屋内消火栓設備が設置できることとなり、上記のとおり、火災発生時の屋内消火栓設備を活用した初期消火がより有効に行われることによって、火災発生に伴う被害の軽減等が図られること等が見込まれることから、今回の改正に伴う費用は便益に見合ったものであり、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

消防庁では、平成23年度に「初期消火器具等のユニバーサルデザイン化に関する調査研究会」（座長：須川修身 諏訪東京理科大学システム工学部機械システム工学科教授）において、屋内消火栓設備の設置に係る技術上の基準について検討を行い、「初期消火器具等のユニバーサルデザイン化に関する調査研究会報告書」が取りまとめられた。

なお、今回の改正は、「初期消火器具等のユニバーサルデザイン化に関する調査研究会」における検討内容を踏まえたものである。

6 レビューを行う時期又は条件

今後の火災予防の実態を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。